

## 欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始

2018年12月20日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、12月18日、意匠制度に関するコンサルテーションをオンラインで開始した。締切りは2019年3月31日としている。

欧州では、欧州連合（EU）レベルでの共同体意匠制度について規定するEU規則<sup>1</sup>（以下、「共同体意匠規則」という。）やEU指令<sup>2</sup>（以下、「共同体意匠指令」という。）が定められているところ、欧州委員会によれば、これらの規則や指令が採択された後、これらの法令に対する包括的な評価はこれまで実施されてこなかった一方、イノベーションや魅力あるデザインを有する新製品開発を奨励するための意匠保護の経済的重要性が増していく中、利用が容易で、近代的で、効果的かつ一貫性のある法的意匠保護の必要性が高まっているとしている。

欧州委員会によれば、このコンサルテーションを通じて、産業界やEU加盟国当局、アカデミア等から、EUにおける共同体意匠制度に係る法令（共同体意匠規則や共同体意匠指令）の評価に係る証拠や見解を収集し、現状の共同体意匠制度が、その意図するように機能し、依然として法目的に沿ったものとなっているかどうか評価するための一助としたいとしている。

－ 欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 －

[Evaluation of EU legislation on design protection](#)

（以上）

---

<sup>1</sup> Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs

<sup>2</sup> Directive 98/71/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of designs